

青少年のインターネット利用について

地域における青少年健全育成推進会議

平成 30 年 7 月 24 日

都庁第一本庁舎 42A 特別会議室

家庭等における青少年の携帯電話・スマートフォン等の利用等に関する調査結果（H30年2月東京都）

調査概要

- 調査対象者
都内在住の小学生（4～6年生）、中学生及び高校生の子供に携帯電話等（スマートフォンを含めた携帯電話・PHSをいう。）を持たせている保護者1,500名
- 調査方法
インターネットによるアンケート調査

主な調査結果

■ 携帯電話・スマートフォンの利用割合



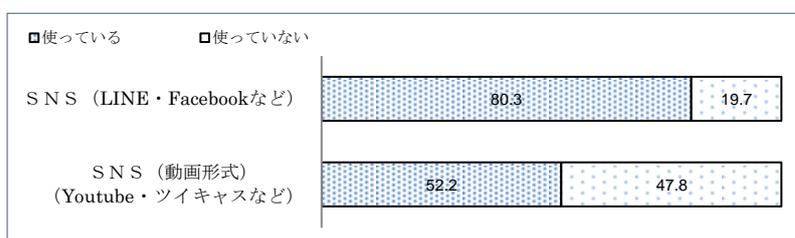
約7割がスマートフォンを利用

■ スマートフォンを持たせた時期



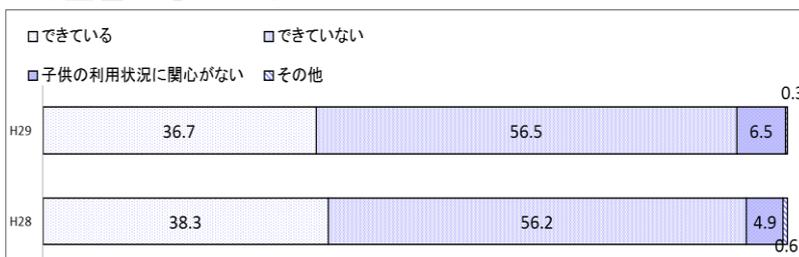
約3割が小学生以下でスマートフォンを利用開始

■ SNSの利用割合



約8割がSNSを利用

■ 携帯電話・スマートフォンの利用時間、金額、利用サイトを把握し、適切に監督できているか

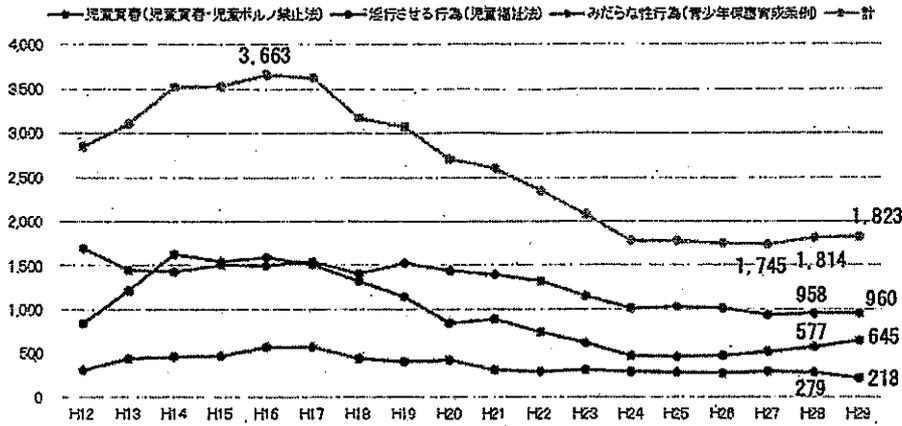


約6割が子供の携帯電話等の利用を適切に監督できていないと回答

子供の性被害の現状（H29年警察庁資料から抜粋）

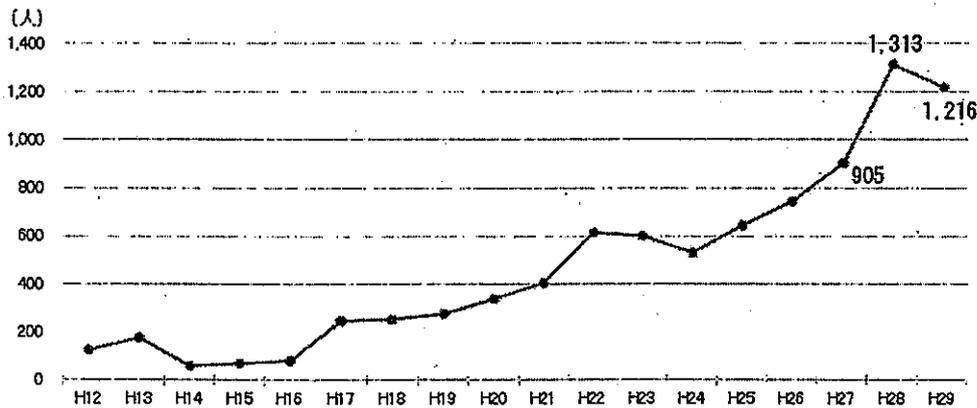
【児童買春事件等】被害児童数の推移

児童買春事件等の合計の被害児童数は、平成16年以降減少傾向にあったが、平成27年以降増加。【平成15年出会い系サイト規制法制定（平成15年9月15日及び同年12月1日施行）】



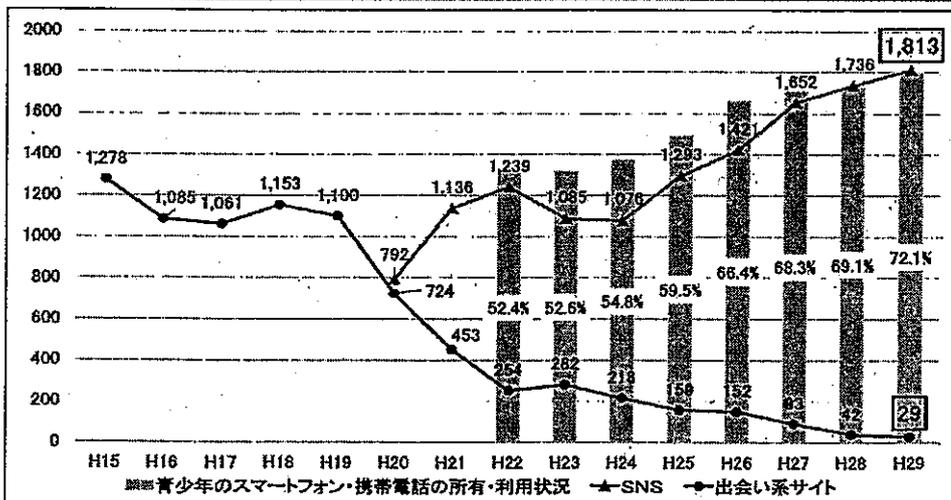
【児童ポルノ事件】被害児童数の推移

平成29年における児童ポルノ事件の被害児童数は、前年に比べ減少したが、継続して増加傾向にある。



SNS等に起因する事犯の被害児童数の推移

SNS等に起因する事犯の被害児童数は、青少年のスマートフォン等の所有・利用状況の増加に伴い増加傾向にある。一方、出会い系サイト等に起因する事犯の被害児童数は、平成20年の法改正以降減少傾向にある。



※ 青少年のスマートフォン・携帯電話の所有・利用状況(統計数値)については、内閣府ホームページから引用

児童ポルノ等被害が深刻化する中での 青少年の健全育成について ～第31期青少年問題協議会緊急答申～ (概要版から抜粋)

自画撮り被害を防止するためには、青少年の未成熟な判断能力に頼るところが大きい
ため、様々な取組による補完が必要

《規制等対応》

- 青少年に児童ポルノ等の作成・提供を不当に（注）勧誘する行為を罰則をもって禁止（東京都青少年健全育成条例の改正）
 - （注） ① 青少年が拒絶しているにもかかわらず勧誘する方法
 - ② 欺き、又は誤解させる方法
 - ③ 威迫する方法
 - ④ 対償を供与し、又はその供与の約束をする方法
 - ⑤ その他困惑させる方法 等
- 民間相談窓口を含めた関係機関の連携による勧誘段階での被害防止
- 他の道府県への条例改正の要請及び国への法整備の要望

《普及啓発、教育、相談等対応》

- 青少年の性に関する都の責務の追加（東京都青少年健全育成条例の改正）
- 追加された都の責務に基づく青少年、保護者等への普及啓発等の強化

《技術的対応》

- ネット上の有害な働きかけ等対策を目的とするアプリケーション等の推奨対象への追加（東京都青少年健全育成条例の改正）
- 都がアプリケーション等を推奨した後の積極的な広報

ちょっと待って、あの日の自分

～自画撮り被害等に遭わないための啓発教材～

「自画撮り」被害を知ってもらうためにドラマ形式の動画教材を作成しました。
「青少年」と「保護者」のそれぞれの視点で捉えた動画です。



Kazu
ひとみちゃんのも送ってよ

え?いやだー

既読

Kazu
なんでいやなんだよー笑
俺も送ったじゃん

Kazu
送ってくれないと送った人間が
恥ずかしくなるよわかるよね!?

わかった

既読

じゃあ、カズ君にだけだよ
約束して。誰にも見せないって

既読

Kazu
もちろんだよ!
二人だけの秘密に決まっているじゃん

本編ドラマ

ちょっと待って、あの日の自分
自画撮り被害の現状と対応策を、主人公である<高校生>とその
<保護者>のそれぞれの視線で描いた「ドラマ」で紹介します。

CHAPTER①

<専門家インタビュー>自画撮り被害—もし画像が流出したら—
削除依頼団体の専門家が、自画撮り被害の現状と画像が拡散した場合の対処方法を解説します。

CHAPTER②

<専門家インタビュー>自画撮り被害—おぼえてほしい事—
心理の専門家が、自画撮り被害に遭ったときの被害者の心情や相談することの大切さを解説します。

CHAPTER③

自画撮り被害だけじゃない 危険なJKビジネスのリアル
「JKビジネス」についてアニメーションで紹介します。

動画は、「東京動画」から視聴できます。
<https://tokyodouga.jp/uvmaThty8zw.html> (青少年用)
<https://tokyodouga.jp/gudyRNxizzI.html> (保護者用)



(青少年用)



(保護者用)



DVDの貸出も行っています。ご希望の方は下記連絡先までお問い合わせください。

青少年・治安対策本部 青少年課【電話】03-5388-3186

